

# 6

# 事業負担区分一覽

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化させるため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する	県	62.5	27.5	10	
農業競争力強化農地整備事業							
1 農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業を行う	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等 地域
2 農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実状に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備を行う	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等 地域
水利施設等保全高度化事業							
1 水利施設整備事業							
(1) 基幹水利施設整備型	農業水利施設保全合理化事業	農業用排水施設整備（農業用排水施設の新設、廃止又は変更）を実施する（国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く）	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に 適用
(2) 排水対策特別型	排水対策特別事業	ア 農業用排水施設整備のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路等の更新又は整備を実施する イ アの事業と農業用排水施設整備事業のうち水路等の更新又は整備及び客土、暗渠排水及び区画整理で排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工するものと併せて一体的に実施する	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に 適用
(3) 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業	ア 国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（当該施設の機能診断を含む）を行う イ 国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施する ウ 国・県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む）の実施する	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に 適用
(4) 農地集積促進型	農業水利施設保全合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施する イ アの事業と客土、暗渠排水及び区画整理並びに高度土地利用調整事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する ウ 国営かんがい排水事業（農地集積促進型）と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施する	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等 地域
(5) 洪水調節機能強化型							
1) 洪水対策型	農業水利施設保全合理化事業	農業用排水施設整備、堆砂対策又は緊急水管理システム整備のうち1以上を実施するものであって、「既存ダム等の洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（治水協定ダム）及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施する	県	50	32	18	国費定額の緊急 水管理システム 整備事業はR7 までの時限措置
2) 流域治水推進型	農業水利施設保全合理化事業	農業用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資する	県	50	32	18	
(6) 簡易整備型	農業水利施設保全合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施する イ 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に付帯する施設の整備を行う	県	50 (55) ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	※は更新事業に 適用 ( )は中山間等 地域
2 畑地帯総合整備事業							
(1) 畑地帯総合整備型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備付帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうちアと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する					
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと客土、暗渠排水、除礫、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備付帯事業、営農環境整備事業及び農業経営高度化促進事業のうちアと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する ウ 農業用排水施設整備のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う（単独設備整備） エ 次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかを行う（単独土層改良） (ア) 客土、暗渠排水及び除礫、土壌改良資材の投入並びにこれを補完するための農地保全、交換分合、農業集落環境管理施設整備を行う (イ) 暗渠排水のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる農業用排水施設整備のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する オ 営農用水施設整備のみを行う（単独営農用水） カ 水管理施設整備のみを行う（単独水管理施設）	県	50	27.5	22.5	

国 事 業 名	県 事 業 名	事 業 内 容	事業主体	負 担 区 分			摘 要
				国	県	地元	
(2) 畑地帯総合整備中山間地域型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	上記2 (1) 1) の事業を中山間地域等で実施する	県	55	27.5	17.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	上記2 (1) 2) の事業を中山間地域等で実施する	県				
(3) 高収益作物転換型	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、客土、暗渠排水及び区画整理のうち1以上を実施する イ アと農道整備、除藻、農用地造成及び農地保全並びに土壤改良及び耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備並びに農業経営高度化促進事業のうちアと密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施する	県	50 (55)	29 (28.5)	21 (16.5)	( )は中山間等 地域
中山間地域農業農村総合整備事業							
1 中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、中山間地域等において、農業生産基盤整備事業（農業用排水施設整備、農道整備等）、農村振興環境整備事業（農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備等）を実施する	県	55 (55)	32 (33)	13 (12)	( )は粗放的管理区域に適用
農村地域防災減災事業							
1 防災ダム整備事業	防災ダム事業	洪水調節用のダム（余水吐その他の付帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備	県	55	39	6	
2 ため池整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、付帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備を行う	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ( )は中山間等 地域
2) 一般整備型		築造後における自然的・社会的状況の変化等への対応又は人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、付帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事を行う	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ( )は中山間等 地域
3) 長寿命化型		施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（施設長寿命化計画等）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事	県				
(2) ため池群整備工事		複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、付帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ( )は中山間等 地域
3 用排水施設等整備事業							
(1) 湛水防除事業 (排水施設整備対策工事)	湛水防除事業	ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修(排水施設整備工事) イ 同一水系の排水河川に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）(排水管理施設整備工事) ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更（湛水防除施設改修工事）	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	( )は中山間等 地域
(2) 用排水施設整備事業	ため池等整備事業	ア 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの付帯施設の整備を行う イ 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等他の動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更 風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備（土砂崩壊防止工事）又は水田法面の保護を目的とする水抜き工の設置（水抜き工）及びこれに関連する整備	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ( )は中山間等 地域
4 農地保全整備事業	農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備	県	50	32	18	
5 地域防災機能増進事業							
(1) 土地改良施設豪雨対策事業		土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修を行う	県	50 (55)	32 (32)	18 (13)	( )は中山間等 地域
(2) 土地改良施設耐震対策事業		土地改良施設の耐震改修を行う	県	55	37	8	大規模
(3) 農道防災対策工事		農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備を行う		50 (55)	32 (32)	18 (13)	小規模 ( )は中山間等 地域

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
6 農業用河川工作物等応急対策事業	農業用河川工作物応急対策事業	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備を行う	県	55 ①50 (55) ②50 (55)	37 ①42 (42) ②32 (32)	8 ①8 (3) ②18 (13)	大規模 小規模① 小規模② ( )は中山間等 地域
7 特定農業用管水路等特別対策事業	特定農業用管水路等特別対策事業	ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ウ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	( )は中山間等 地域
8 水質保全対策事業	水質保全対策事業	水質保全を目的とした農業用排水施設等の整備等を行う	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	( )は中山間等 地域
9 地すべり対策事業	地すべり対策事業	地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等	県	50	50	-	
10 防災重点農業用ため池緊急整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	防災重点農業用ため池を対象に、2(1) 1)の事業を実施する	県	55	34	11	大規模
2) 一般整備型		防災重点農業用ため池を対象に、2(1) 2)の事業を実施する					
(2) ため池群整備工事		複数の防災重点農業用ため池を対象に、2(2)の事業を実施する	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	小規模 ( )は中山間等 地域
11 ため池洪水調節機能強化事業		ため池の洪水調節機能を強化するために、洪水調節機能の付与・増進、低水位管理に必要な整備及び洪水調節容量の活用に必要な整備を実施する					
農地耕作条件改善事業							
1 地域内農地集積型	農地耕作条件改善事業	畦畔除去による区画や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を支援する	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等 地域
2 高収益作物転換型		基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取り組みを支援する	改良区等	定額	-	-	
3 スマート農業導入推進型		基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援する					
農業水路等長寿命化・防災減災事業							
1 長寿命化対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業	既存の農業用排水施設又は附帯施設の変更、更新に伴う廃止及び新設（パイプライン化やゲートの自動化、水管理施設の更新等を含む。）を行う	県	50 (55) ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	( )は中山間等 地域 ※は更新事業に 適用
			市町村	50 (55)	14 (14)	36 (31)	
2 防災減災対策	ため池等整備事業	自然災害等により被害が発生する恐れのある農業用排水施設の整備（自然対策等整備）、防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備（危機管理対策）、ため池の防災安全度の向上を図るための管理施設等の整備（ため池防災環境整備）及び流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備（流域治水対策）を実施する	県	50 (55)	29~35 (29~35)	15~21 (10~16)	( )は中山間等 地域 ※は更新事業に 適用
			*市町村	*定額	*-	*-	*はため池廃止
畑作等促進整備事業	畑作等促進整備事業	麦・大豆等の生産拡大を推進するために、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援する	県	50 (55)	*27.5 (27.5)	*22.5 (17.5)	( )は中山間等 地域 *本事業は昨年度から導入され、未実施のためガイドラインの負担区分
農村整備事業							
1 農業集落排水施設整備事業	団体営農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を実施する	市町村	50	-	50	
2 農道・集落道整備事業	通作条件整備事業	農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等を実施する	県	50 50	37 25	13 25	基幹農道 一般農道
農山漁村地域整備交付金							
1 農業農村整備基盤整備事業							
(1) 農地整備							
1) 通作条件整備							
① 基幹農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う イ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う	県	50	37	13	

国 事 業 名	県 事 業 名	事 業 内 容	事業主体	負 担 区 分			摘 要
				国	県	地元	
② 一般農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う イ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う	県	50 [50]	25 [50]	25 [0]	[ ]は山村、過疎、半島(一般型のみ)
(2) 水利施設整備							
1) 広域農業用水適正管理対策事業	広域農業用水適正管理対策事業	国土土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う		従前の国営土地改良事業と同率			
2) 地域用水環境整備事業	農業水利施設魚道整備促進事業	農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行う	県	50	50	-	
	小水力活用農村活性化発電施設整備事業	農業水利施設の落差を利用した小水力発電施設を整備し、売電収入による改良区の体質強化につなげ、安定して持続可能な管理体制を構築することで、農業水利施設長寿命化や安定性の向上を図る	県 市町村改良区等	50 50	50 -	- 50	
(3) 農村整備							
1) 農村集落基盤再編・整備事業							
① 集落基盤再編型	集落基盤整備事業	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する	県	50	25	25	
② 中山間地域総合整備型	中山間地域総合整備事業	農業生産条件等が不利な中山間地域において、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施する	県	55	30	15	下物
				55	27.5	17.5	上物
2) 農業集落排水事業	団体営農業集落排水事業	ア 汚水、雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに付帯する施設の整備又は改築 イ アの事業の施行に必要な調査及び計画の策定 ウ 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画(最適整備構想)の策定		50	-	50	農業集落排水促進事業(県単) <sup>※1</sup> による補助あり
	低コスト型農業集落排水施設更新支援事業		市町村	定額	-	-	機能診断に係る交付金は、1施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は1構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。
2 海岸保全施設整備事業							
1) 海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図るため、高潮、浸食、津波その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う	県	50	50	-	
3 効果促進事業		農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要な事業を行う	県 市町村等	基幹事業の負担割合に準じる(ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100
地方創生推進交付金(道整備交付金)	広域営農団地農道整備事業 通作条件整備	広域営農団地における農道網の基幹となる農道の整備並びにこれと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備及び生態系保全施設整備	県	50	36	14	
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業	県が土地改良区と連携を図り、大規模で公共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行い、効用を適正に発揮させる	県	30 ※1/3	40 38.095	30 28.572	※治水協定を締結した農業用ダムの場合
水利施設管理強化事業	基幹施設管理体制整備事業	ア 一般型 水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設(共同事業により造成した施設を含む。)及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合に対する支援を行う イ 特別型 流域治水対策を行う農業水利施設(一般型の対象となるものを除く。)において、流域治水推進計画を策定して実施する取組に対する支援を行う	県	50	25	25	
土地改良施設維持管理適正化事業	維持管理適正化事業	土地改良区等による施設の補修・整備のための資金を造成し、土地改良施設の定期的整備補修や農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化、再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備を実施し、土地改良施設の適正な維持管理、機能の保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資する	市町村 改良区等	30 (50)	30 (20)	40 (30)	( )は防災減災機能等強化事業の場合
災害復旧事業 <sup>※2</sup>							
1 県営災害復旧事業							
(1) 農地・農業用施設災害復旧事業		24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は災害復旧に高度な技術が必要とするもの	県	農地50 施設65	未定	未定	



国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
	(2) 海岸保全施設等災害復旧事業	暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	—	
	(3) 地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	—	
	2 団体営災害復旧事業						
	(1) 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上のもの	市町村 改良区等	農地 50 施設 65	—	50 35	
災害関連事業		原形復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う（原則として本災害を超えないもの）	県	施設 50	未定	未定	
			市町村 改良区等	施設 50	—	50	
土地改良施設突発事故復旧事業		土地改良施設について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、農業者の計工安定に資する	県 市町村 改良区等	50 (55)	32 (32)	18 (13)	( )は中山間等 地域
国営かんがい排水事業		農業の生産性の向上及び農業構造の改善等に資することを目的として、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う	国	2/3	17.0	16.33	(一般型)

\*1 年度事業費の2.5%（H26以降採択地区）を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

\*2 災害復旧事業の割合は、基本的な割合であり、増高申請や激甚災害の指定等により、変更となる

注) 本一覧は、補助事業等の一部について掲載している